

## 平成25年11月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年11月15日〔水曜日〕 午前9時30分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	臼高 仙三
職務代理者	3番	橋口 好文
委員	1番	小倉 伸一
〃	2番	日笠山 隆
〃	5番	河本アツミ
〃	6番	白河 澄雄
〃	7番	古田 洋美
〃	8番	浦口 幸夫
〃	9番	脇田 峰生
〃	10番	石寺 政和
〃	11番	岩本 延男
〃	12番	下園 茂
〃	13番	南 重徳
〃	14番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

## ○会長

おはようございます。

皆様には、いもの収穫が最盛期を迎えて、忙しい時期であると思います。

農林水産課によりますと、安納いもにつきましては、糖度、収量とも良好のようですが、でん粉用いもにつきましては、西之表市の平均収量が64俵ということで、余り芳しくないようです。今後収量が良い結果になることを期待したいと思います。

また秋も深まりまして、朝晩冷え込んでまいりました。

皆様には、体調管理に気をつけて過ごしていただきたいと思うところです。

なお、本日は定例会終了後の作業賃金及び農機具使用料を決定する小委員会を予定しております。定例会がスムーズに進みますよう御協力をお願いいたします。

それでは、農業委員会会議規程により、議事を始めます。

## ○議長

本日は全員の出席でありますので、ただいまから平成25年11月の定例総会を開催いたします。

まず初めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員並びに会議書記の指名をいたします。

議事録署名委員には、7番古田委員と10番石寺委員を指名いたします。

また、会議書記には事務局の内田君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第2「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページになります。

今月は所有権の移転4件、賃借権の設定3件で合計7件の申請がありました。

1番です。住吉里之町地区の土地であります。ここで、訂正をお願いいたします。

申請は4筆でしたが、後日申請人からの申し出で1行目、3行目、4行目の取り下げがありましたので、削除してください。

これに伴い、借賃が〇〇〇円になりますので、ここも訂正をお願いいたします。

それでは、1番です。台帳現況地目は畑の1筆で面積が943平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

続きまして2番です。住吉里之町地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積1188平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

3番です。国上中目地区の中山間整備事業でほ場整備をした土地であります。

ここはまだ本登記がされておらず、仮地番になっております。台帳現況地目は、田の2筆で合計面積が1355平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

それにより借人の許可後の経営面積は5130平米となり、下限面積の5000平米を超えております。

4番です。伊闇沖ヶ浜田地区の土地であります。台帳地目は田、現況地目は畠の1筆513平米を交換で、所有権移転するものであります。

続きまして2ページをお開きください。

5番です。この移動の理由ですけれども、贈与ではなく交換に訂正をお願いいたします。これにより契約の種類ですけれども、交換の場合は無償ではなく、交換した土地が対価ということで有償になりますので、この無償を有償に訂正して下さい。

場所は現和武部地区の土地であります。台帳現況地目は畠の2筆で、面積1053平米を交換で所有権移転するものであります。

次は6番です。現和武部地区の土地であります。台帳地目、現況地目は畠の1筆で、面積793平米を売買で所有権移転するものであります。

7番です。現和武部地区の土地です。台帳地目、現況地目は畠の1筆、面積2336平米を売買で所有権移転するものであります。

以上本件1番から7番までは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第1号に係る説明を終わります。

#### ○議長

ただいま、事務局の説明が終わったところですが、本議案の番号3につきましては、5番委員が借人となっております。農業委員会法第24条、「議事参与の規定」により議案を2分割して審議を行いたいと思います。

まず初めに、番号3以外の審議を行いたいと思います。担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○1番委員

1番です。番号1については、賃借権の設定です。貸人は、住吉浜之町在住の方で高齢なため農業をされていません。11月8日に現地を確認に行きましたところ、ちょうど借人がおりましたので聞き取り調査を行いました。

借人は、城地域の方でさとうきびを1町1反耕作している専業農家です。本人は、各種農機具も所有しております。また、当該農地は、広域農道から少し入ったほ場整備が終了しているところでした。来年さとうきびを作付けするため、現在準備をしているところでした。

引き続き番号2について説明します。貸人は浜之町在住の非農家の方で、電話で確認をいたしました。借人は番号1番と同じ方です。

当該農地は番号1の農地と隣接した場所の申請がありました。

現在さとうきびを作付けしておりました。申請どおり間違いありませんでした。

#### ○7番委員

7番です。番号4について説明いたします。

この土地につきましては、交換となっておりますけれども、昭和60年のは場整備の際に地区内に入っていた田と地区外の田を交換しては場整備をしたところでございます。現在その交換した田が残地として残っておりますが、今まで名義を変えなくて、少しもめた土地であります。

11月10日に譲受人及び譲渡人立会のもとで確認いたしましたところ、今回名義を変えたいということで申請がありました。

現在の地目は田でございますけれども、ほ場整備の時用水の水源が無くなりまして、水が来ないため、畑の状態でございます。従って、現況地目は畑ということで、事務局のほうに報告したところでございます。また、周辺についても申請は何ら支障ないと考えましたので、皆様の御審議方よろしくお願いします。

#### ○8番委員

2ページの番号5、6、7について報告いたします。番号5、6、7の譲受人については同じ方です。申請地は、4筆とも現和武部地域でございます。

譲受人は、中目新城に住んでいる方で実家が現和武部です。現在は実家に通い農業をしている状況です。

11月10日に、譲受人に場所の立会いをお願いしましたところ、都合が悪く「自分の父と立ち会いして欲しい」という事で、譲受人の父と現地を確認いたしました。

5番は、武部浄水場付近の畑で交換による所有権移転の申請です。

交換の原因としましては、譲渡人の畑の下に自分の田があるため通行に不便だということで、交換をお願いしたいということです。

次に6番は、譲受人の畑に隣接した畑で自分の畑とあわせて1枚にしたいということで、売買をおこなっております。なお、対価については支払い済みだそうです。

次に7番は、譲受人の実家の前の畑1筆の売買ということです。ハウスを作つて、さつまいもの作付けをするようです。対価の支払いは半分払つて、残りは名義変更後支払うということでした。なお譲渡人とは電話で確認をしております。間違いございません。

また、譲受人は2町3反ほど耕作しておりますが、ほとんどがでん粉用いもの作付けでございます。以上です。

#### ○議長

ただいま議案第1号の番号3以外につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

#### ○3番委員

3番です。番号7について、ハウスにさつまいもを栽培するという説明がありました  
が、これは、いもの苗床ではないですか。さつまいも自体を栽培しているのですか。

#### ○8番委員

ハウスには自家用の野菜を作つておりますが、その横には澱粉用いもを植え付けておりました。訂正します。

○議長

他にはございませんか。

○議長

ただいま異議なしの声がございました。それでは採決します。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」1番、2番及び4番から7番につきまして、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の番号1番、2番、4番、5番、6番、7番については、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

( 続きまして、議案第1号の番号3について審議をします。先ほど述べましたように農業委員会法第24条の規定により、5番委員は審議の間退席をお願いします。

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

○6番委員

6番です。整理番号3番について、説明いたします。貸人は、国上中日在住で、高齢ではありますが、さとうきびや水田を耕作している方であります。

この地区は、平成23年度に中山間事業で整備されたところです。2枚に分かれた田で、192平米と1163平米です。場所は西浦というところで、浦田海水浴場の南側です。貸人、借人双方確認の結果問題はありません。以上です。

○議長

ただいま、議案第1号番号3につきまして説明がございました。

質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

( 異議なしの声ございました。それでは、採決をいたします。

○議長

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番につきまして、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号3につきまして、原案どおり許可することに決定いたします。ここで、5番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料3ページになります。今月は、一般住宅1件、ペットボトル等のリサイクル容器類の集荷及び保管場所が1件の計2件の申請がありました。スライドをお願いします。

1番です。住吉形之山地区の字下葉山田地番〇〇〇番、台帳地目、現況地目は畠で、面積は988平米あります。申請理由といたしましては、譲受人は特定非営利活動法人コスモの代表者で、その事業として飲料用ペットボトル等のリサイクル容器類の集荷処分を行っております。出荷量の増大により、その保管場所が不足しているので、申請地を求め事業の用に供したいということありました。

現在の集荷場につきましては週平均2回、1回につき2トン車で30キロから40キロ、本数で1200本から1600本ぐらいで、容器類の形状からもうちょっと広い面積が必要であるということあります。

土地の条件は、農振農用地区域外であり住宅が連たんしている区域に近接し、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。

周辺は道路、山林、畠であり、残高証明及び被害に関する誓約書等も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

続きまして2番です。申請地は、国上の中目地区的字遠園〇〇〇番3、台帳現況地目は畠で面積は294平米あります。申請理由としまして、現在借家住まい手狭であるため、申請地を購入して、自己の住宅を建築したいとの理由であります。

建築面積は92.16平米あります。土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連たんしている区域に近接し、農地規模が10ヘクタール未満の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。周辺は道路であり、融資証明、被害に関する誓約書等も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

委員の皆様の御審議方よろしくお願ひいたします。

## ○議長

議案第2号につきましては、昨日現地調査が行われております。調査委員になられた皆さんは御苦労様でございました。それでは、調査委員長から報告をお願いいたします。

## ○8番委員

8番です。昨日私と7番委員、事務局より局長、係長、そして、地区担当委員の立会いのもと、現地調査をしましたので報告します。

1番の場所は、住吉形之山の河内窯に上がる道路沿いです。3年ほど前までは耕作を行っていたようですが、地が浅いうえ進入道路が狭くさとうきびの中出しをしないといけなかつたので荒らしていたようです。土地は、道路と農地及び山林に囲まれた場所でした。

申請理由は、障害者支援のためペットボトルのリサイクルを行っているが、容器の置き場が必要であるということでした。

現地での委員の意見としましては、風により周辺に容器が飛び散る心配があるということで、頑丈な防風ネット等を張り周辺に飛散しないようにすることを条件に、許可してもよいのではないかという皆さんの意見がありました。

それで、申請人にもそのことを伝え承をいただきました。今後、事務局で確認を行うこととしております。

なお、1反の広さのある畠にペットボトル等を山積みにしてよいものかどうか、迷った経緯もありますが、非営利活動法人コスモは、国の障害者支援施設では福祉向上としての役割も担っております。障害者の更正事業としての施設事業ですので、そうゆうことも含め、許可をしても良いという意見がありました。

次は2番です。場所は、国上中目の美坂商店前の十文字を西に50メートルほど行った道路の右上です。ここは、以前道路の左側農地と1枚の畠でしたが、昭和60年ごろ真ん中を道路が通り分断された3畝ほどの農地です。周辺は、四方とも道路に囲まれており、面積も294平米と500平米未満であり、そのうえ住宅建設後の排水等も問題はないと考え、転用は支障がないものと思います。以上で説明を終わります。

#### ○議長

ただいま、調査委員長からの報告がありました。続きまして、担当委員の方からの説明をお願いしますが、昨日の現地調査は1番の担当委員の小倉委員が公務のため、また番号2の白河委員が所要のため、それぞれ番号1につきましては瀬川委員、番号2につきましては、日笠山委員が担当委員ということで調査立ち会いをしております。

それではあわせて説明をお願いいたします。

#### ○14番委員

はい、14番です。担当委員の方が出張のため出席出来なかつたので、私が現地調査に同行しました。先ほど事務局、調査委員長の方が詳しく説明されました。

特別補足することはありません。以上です。

#### ○2番委員

2番です。先ほどの説明のとおり、6番委員が所用のため私が現地調査に参加しました。調査委員長が述べられたとおり、間違ひありません。皆様の御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○議長

それでは質疑に入りたいと思います。意見のある方は举手をお願いいたします。

#### ○6番委員

6番です、所要のため現地調査に出席出来なく申し訳ありませんでした。

#### ○10番委員

10番です。1番についてですけど風でペットボトルが飛ぶ恐れがあると言われましたが、倉庫を建てて保管するような考えはないのでしょうか。

○8番委員

今のところは無いようです。積み上げると言うことでしたので、頑丈な防風ネットを作るようにお願いをしています。

○議長

この施設については国からの補助もあると思いますが、保管についての指導はないのでしょうか。

○8番委員

それは、ないようです。

○2番委員

2番です。ペットボトルの一時保管中に雨でペットボトルの中に水が貯まったりすることもあると思いますので、出来れば倉庫を建てて保管した方が良いと思いますが、如何でしょうか。

○8番委員

ペットボトルは白いゴミ袋に入れて保管するようですのでその心配はないと思います。別の場所にも1箇所ありますが、そこは倉庫を建てて中に入れてあります。そこには、圧搾機も据えてありました。そして、障害者の方がそういう作業をするようです。

○議長

他にはございませんか。

○7番委員

1番についてですけども、私も昨日調査に同行しました。今、委員長の方から説明がありましたが、この回収事業所におきましては、ラベルなども剥がさずそのまま回収するそうです。蓋やラベルがついたままで、それを分別して、さらに入ってきた容器も全部リサイクルするそうです。したがって、何もごみは出さないで全部をリサイクルするということでした。

なお、先程報告があったように飛散するがないように防風ネットなどを張って、気をつけるようにお願いしてきております。

また、水の心配がありましたが、袋に入れて野積みし、選別は室内です。

その後圧搾機で圧搾するそうです。

○議長

他にはございませんか。

○8番委員

はい、この施設について少し調べましたが、この障害者支援施設コスモは、福祉向上施設として、島内唯一の施設であり優良な施設であるようです。

○議長

他にないようですので、これより採決いたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請」番号1番、2番につきまして許可することに賛

成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、全員の賛成でありますので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1番、2番につきましては、許可相当とし、県農業会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

まずは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明します。

まず資料の訂正をお願いいたします。1-2ページをごらんください。

整理番号3ですけれども、これは削除をお願いいたします。

これに関しては、貸人が11月10日に亡くなられたので、相続人と貸借契約をやり直すためであります。これに伴い1-1ページの1段目の畑の欄と計の18475平米が13780平米となります。

また、下欄の合計が24739平米が20044平米になります。1-6ページは当然削除ということになります。

それでは、1-1ページをお開きください。利用権の設定であります。

1段目です。期間が平成25年12月1日から平成30年11月30日までの5年間、地目は畑、面積13780平米、うち更新分が0平米。利用権の設定をする者2名、受ける者1名であります。

2段目です。期間が平成26年5月1日から平成31年4月30日までの5年間で、地目畑、面積5000平米、内更新分5000平米であります。

利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人であります。

3段目です。期間が平成25年12月1日から平成35年11月30日までの10年間、地目畑、面積1264平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人であります。

次に、1-2ページをごらんください。計画総括表であります。

1番です。下西地区にお住いの61歳の方の畑、6筆11375平米を榕城の42歳の認定農家の方が賃貸借で5年間借り受けるものであります。

続きまして2番です。榕城地区にお住いの83歳の方の畑2筆、面積2405平米を1番と同じ方が賃貸借で5年間借り受けるものであります。

3番は削除であります。

4番です。上西地区に住まいの60歳の方の畑1筆1264平米を榕城の認定農家である農業生産法人が、賃貸借で10年間借り受けるものであります。

5番です。中種子町に住まいの52歳の方の畑1筆5000平米を榕城の認定農家で

ある農業生産法人が、賃貸借で5年間借り受けるものであります。

内容につきましては、1-3ページから1-10ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転であります。2-1ページをお開きください。

今回は1件の申請がありました。平成25年11月22日に所有権移転をしようとするものであります。

次に2-2ページをお開きください。計画総括表であります。

兵庫県にお住まいの51歳の方の畠1筆、面積1680平米を伊丹の26歳の若い手農家が売買で所有権移転するものであります。

詳細については、2-3ページから2-5ページをご覧ください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

議員の皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○議長

ただいま、事務局より議案第3号につきまして説明がありました。初めに利用権の設定についての審議を行います。担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○3番委員

3番。利用権の設定の番号1、2について説明いたします。

事務局より説明がございましたが、1番については設定をする者は下西地区の方でございますが、病気のために営農はしておりません。それで、小牧野地区の方が作っていましたのですが、今回農業委員会を通じて借りるよう指導し申請しました。

説明では、6筆ということでしたが、整備して1枚の畠にしております。面積が11375平米なっておりますが、植栽面積が9000平米ぐらいだったと思います。

地籍が済んでいないので正確な面積が出てない状態ですが、私も現地を確認に参りました。とてもすばらしい畠で以前作っている方の紹介で借りているようです。

現地は、安納いもを栽培しておりますが、あと3反ぐらい残っておりました。

番号2につきましては、私の集落の小牧野地区でございます。ここも安納いもを作っております。手入れも良くされており、申請については、何ら問題は無いと思います。

審議をよろしくお願いします。

#### ○9番委員

4番について、報告をいたします。11月14日に借人立ち会いのもと調査に行きました。貸人は、仕事で都合が悪いということで、電話で確認をしております。

申請地は先月形状変更届けがあった土地で、2筆を1枚にまとめてきれいに整備がなされておりました。

現在牧草がまかれており、発芽をしておりました。手入れもされており、申請どおり間違いありませんでした。審議方よろしくお願いします。

○11番委員

11番です。整理番号5番について、説明をいたします。13日に借入立会のもと、現地調査をいたしました。貸人とは電話で確認をいたしました。

申請地は、中割万波で地積が8950平米ですが、その内の5000平米を榕城の農業生産法人の方が、借り受けるという申請であります。畑は1筆ですが、2枚になっております。1枚は焼酎いもを作付けしており、もう1枚はばれいしょを作付けておりました。今までと同様の更新の申請であります。申請通り間違いございませんでした。

検討よろしくお願ひします。

○議長

ただいま、それぞれ担当委員の方から説明がございました。それでは質疑に入ります。意見のある方は举手でお願いいたします。

○議長

ただ今、異議なしの声がありましたので、これより採決いたします。

利用権の設定、整理番号1番から5番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の举手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定整理番号1番、2番、4番、5番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、所有権の移転につきまして審議いたします。

担当委員の説明をお願いいたします。

○7番委員

はい7番です。11月10日に、所有権を受ける者立ち会いの下、現地調査を行いました。この方は、レザーリーフファンを耕作しております、この土地にハウスを増設して、レザーリーフファンの面積を増やしたいということでした。

一方所有権を移転する方は、島外在住でしたので電話で確認をしております。

双方とも間違いということですので、皆さんの御審議をよろしくお願ひします。

○議長

はい、ただいま所有権の移転につきまして、担当委員の方から説明がありました。

それでは、審議に入れます。質疑のある方は举手でお願いいたします。

○3番委員

はい、3番です。移転を受ける方は年齢も〇〇歳で若く、頑張っている方です。こういう若い方が規模拡大するということは非常に良いことだと思います。この案件については、何ら異議はありません。以上です。

○議長

他に意見はございませんか。

○議長

質疑が無いようですので、これより採決します。

所有権の移転、番号1番につきまして、原案どおり承認する方の挙手を求める。

○議長

全員の賛成ですので、所有権の移転、整理番号1番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

平成25年11月15日

会長 田高洋三

7番 委員 古田洋美

10番 委員 石寺政和